申請手数料

　開発許可等の申請に当たっては、本庄市手数料条例別表に定める手数料を納入します。手数料の額は次のとおりです。

１．開発行為許可申請手数料（法第２９条第１項、同法第２項）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開発区域の面積  （ヘクタール） | 予定建築物が  自己の居住の用に  供されるもの  （自己居住用） | 予定建築物等が  自己の業務の用に  供されるもの  （自己業務用） | その他  （非自己用） |
| ０．１未満 | ８，６００円 | １３，０００円 | ８６，０００円 |
| ０．１以上  　　０．３未満 | ２２，０００円 | ３０，０００円 | １３０，０００円 |
| ０．３以上  　０．６未満 | ４３，０００円 | ６５，０００円 | １９０，０００円 |
| ０．６以上  　１．０未満 | ８６，０００円 | １２０，０００円 | ２６０，０００円 |
| １．０以上  　３．０未満 | １３０，０００円 | ２００，０００円 | ３９０，０００円 |
| ３．０以上  　６．０未満 | １７０，０００円 | ２７０，０００円 | ５１０，０００円 |
| ６．０以上  　１０．０未満 | ２２０，０００円 | ３４０，０００円 | ６６０，０００円 |
| １０．０以上 | ３００，０００円 | ４８０，０００円 | ８７０，０００円 |

２．開発行為変更許可申請手数料（法第３５条の２第１項）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更理由 |  | 手数料 |
| （１）設計変更 | 開発区域の面積に応じ上記表に規定する額の１／１０ | （１）、（２）、（３）の額の合算額（ただし８７０，０００円を超えない範囲とする。） |
| （２）新たな土地開発区域への編入による変更（法第３０条第１項第１号～第４号） | 新たに編入される面積に応じ上記表に規定する額 |
| （３）その他の変更 | １０，０００円 |

　その他の変更には次のようなものがあります。

　（１）予定建築物の用途の変更

　（２）資金計画の変更

　（３）工事施行者の変更

３．市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料

（法第４１条第２項・法第３５条の２第４項）

|  |  |
| --- | --- |
| 手数料 | ４６，０００円 |

４．予定建築物以外の建築等許可申請手数料（法第４２条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 手数料 | ２６，０００円 |

５．建築行為等許可申請手数料（法第４３条第１項）

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地の面積（ヘクタール） | 手数料 |
| ０．１未満 | ６，９００円 |
| ０．１以上　０．３未満 | １８，０００円 |
| ０．３以上　０．６未満 | ３９，０００円 |
| ０．６以上　１．０未満 | ６９，０００円 |
| １．０以上 | ９７，０００円 |

６．開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第４５条）

|  |  |
| --- | --- |
| 承認申請の種類 | 手数料 |
| 自己の居住の用に供するもの・自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積１ヘクタール未満） | １，７００円 |
| 自己の業務の用に供するもの（開発区域の面積１ヘクタール以上） | ２，７００円 |
| その他のもの | １７，０００円 |

７．開発登録簿の写しの交付申請手数料（法第４７条第５項）

|  |  |
| --- | --- |
| 用紙一枚につき | ４７０円 |

８．適合証明書の交付申請手数料（省令第６０条）

|  |  |
| --- | --- |
| 手数料 | ６，０００円 |